

宅地建物取引業免許の概要と流れ

宅建業の知事免許の申請(事務所が県内のみ)

※事務所が複数都道府県にある場合は国土交通大臣免許
(標準処理日数30日)

- ・提出先: 石川県建築住宅課(協会経由も可)
- ・提出部数: 正1部、副2部(計3部)
- ・有効期間5年
- ・免許基準(法第5条)
- ・必要な宅建建物取引士の数(法第31条)

※免許の更新申請は、有効期間満了日の90日～30日前までに申請すること。
(規則第3条)

